

職員の給与等に関する報告および勧告に当たって（談話）

平成20年10月16日

滋賀県人事委員会委員長 市木 重 夫

本日、人事委員会は県議会および知事に対して、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告を行いました。

この勧告は、毎年、地方公務員法に基づく給与決定の諸原則により、職員の給与を民間の給与と均衡させるために行っているものです。

本年は、職員の給与と民間の給与を比較したところ、職員給与が民間給与を下回っていたことから、様々な角度から慎重に検討を行った結果、職員の月例給について、地域手当により水準調整を図ることといたしました。

給与勧告制度は、公務員が労働基本権を制約されている代償措置として設けられたものであり、職員に対し、社会一般の情勢に適応した給与を実現する機能を有するものであります。また、勧告の実施を通じて職員に適正な処遇を確保することは、職員の給与について県民の理解を得るものとして定着しており、職員の士気の高揚や有為の人材の確保など、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものであります。

しかしながら、本県においては、平成15年4月以降現在に至るまで、厳しい財政状況を理由として、職員の給与が減額して支給されているところであります。こうした措置は、地方公務員法で定める給与決定の原則とは異なる基準により実施された異例の措置であることから、職員の給与決定に当たっては、現下の措置の解消に向けた最善の努力が尽くされ、給与勧告に基づく適正な水準が確保されるべきものと考えます。

県議会および知事におかれては、以上のことを十分に御理解いただき、この勧告を速やかに実施されるよう要請します。

また、県職員諸君においては、県民の期待と信頼に応えられるよう、日頃から資質の向上に努めるとともに、高い倫理観と使命感を持って職務に精励し、公務能率の増進と行政サービスの向上に不断の努力を重ねられるよう要望します。

県民各位におかれては、人事委員会勧告の意義ならびに県職員に適正な処遇を確保することの必要性について、深い御理解を賜りたいと存じます。